



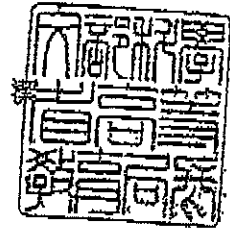
18文科高第536号  
平成18年12月28日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 公 立 短 期 大 学 長  
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

殿

文部科学省高等教育局長

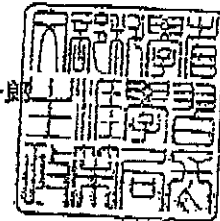
清水



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長

田中 壮一郎



(印影印刷)

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の  
入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて（通知）

私立大学等の授業料、施設設備費等の納付期限や入学辞退に伴う納付金の返還申出期限については、少なくとも国公立大学の後期日程の合格発表日（平成18年度は3月24日まで）より後にするなどの配慮をお願いしてきたところです（「私立大学等の平成17年度入学者に係る学生納付金等調査結果について（通知）」（平成18年2月14日文部科学省高等教育局私学部長通知））。

入学辞退者に対する授業料等（授業料のほか、実験実習費、施設設備費、教育充実費などの費目の金員を指す。以下同じ。）及び諸会費等（学生自治会費、同窓会費、父母会費、傷害保険料などを指す。以下同じ。）の取扱いについては、従来の下級審判決において判断が分かれていましたが、平成18年11月27日に「3月31日までに入学を辞退した者については、原則として大学は返還する義務を負う」旨の最高裁判所判決が下されました。また、12月22日には、各種学校に関し、同趣旨の最高裁判所判決が下されました。

これらの最高裁判所判決はそれぞれ私立の大学及び各種学校に関するものでありますが、授業料、諸会費等については、国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を通じて、今後司法上同様の判断がなされる蓋然性が高くなると考えられます。つきましては、各大学等におかれては、今後の入学者選抜に当たって以下の点について受験生及び保護者に対して明確にさせていただきようをお願いいたします。

また、各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管の専修学校及び各種学校に対し、この旨周知くださるようお願いいたします。